

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和2年6月22日午後1時30分から令和2年第6回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は11名で次のとおりである。

第1番委員	高橋 旦 志	第7番委員	名 和 和 弘
第2番委員	石 田 一	第8番委員	菊 地 重 治
第3番委員	小 嶋 教 三	第10番委員	小 野 ま り 子
第4番委員	高 橋 正 則	第11番委員	那 須 正 昭
第5番委員	松 本 義 文	第12番委員	菊 地 成 壽
第6番委員	千 田 眞 一		

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	鈴木 敏 郎
事務局長補佐	阿 部 勝 利
係 長	及 川 靖
主 事	渡 辺 知 美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
報告第3号	農地の形状変更の報告について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法適用外証明願の審査について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	金ヶ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について
議案第6号	農地法第3条第1項の規定による許可に係る買受適格証明願の審査について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	及 川 靖
主 事	渡 辺 知 美

議 長 只今から令和2年第6回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、11名であります。  
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には6番千田眞一委員、8番菊地重治委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。

務 局

【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。

務 局

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。

議 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。

務 局

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、報告第3号 農地の形状変更の報告についてを議題とします。事務局説明を求めます。

務 局

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ———なしの声あり———  
 質疑が無いようですので、報告第 3 号を終わります。

議 長 日程第 7、議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請  
 審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。  
 事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
 説明が終わりました。  
 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。  
 議 長 ———なしの声あり———  
 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
 議 長 ———なしの声あり———  
 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議につ  
 いて、許可に賛成する賛成する委員の挙手を求めます。  
 議 長 ———全員挙手———  
 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しまし  
 ました。

議 長 日程第 8、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請  
 に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めま  
 す。  
 事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。  
 番号 1 番から 5 番の案件について、8 番菊地重治委員より報告願  
 います。  
 第 8 番委員 8 番 菊地です。番号 1 番の案件について、現地調査の報告をいた  
 します。6 月 15 日午前、街地区の農地利用最適化推進委員の菊地勇  
 委員と高橋重貴委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきた  
 ました。  
 譲受人である ████████ が駐車場として使用するため、農地  
 所有者の ████████ さんから畑を売買によって取得し、転用しよう  
 とするものです。  
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市  
 計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場  
 所ではありません。  
 一般基準についてですが、事業費については全額自己資金により実  
 施することを確認しております。現地は隣接する農地はなく、現状  
 の畑に砂利敷きし、作業車両 3 台分の駐車場を整備するもので、隣  
 接地への影響は発生しないものと考えられます。  
 以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許  
 可相当であると判断致しました。  
 つづきまして、番号 2 番の案件について、現地調査の報告をいた  
 します。6 月 15 日午前、街地区の農地利用最適化推進委員の菊地勇  
 委員と高橋重貴委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきた  
 ました。  
 譲受人である ████████ が既存の駐車場を拡張するため、農  
 地所有者の ████████ さんから田を売買によって取得し、転用しよう  
 とするものです。  
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市

計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業費については全額自己資金により実施することを確認しております。現地は東側と南側が田と隣接しておりますが、田との境界には新たに排水路を設置し雨水等の流出を防ぐ計画となっていることから、隣接農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。

つづきまして、番号3番、4番、5番の案件について、現地調査の報告をいたします。6月15日午前、街地区の農地利用最適化推進委員の菊地勇委員と高橋重貴委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきた。

譲受人である[ ]が宅地分譲地22区画を造成するため、農地所有者の[ ]さん、[ ]さん、[ ]さんから田を売買によって取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業費については全額自己資金により実施することを確認しております。現地は東側が田と隣接しておりますが、田との境界には擁壁を設置し土砂等の流出を防ぐ計画となっていることから、隣接農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。

以上で現地報告を終わります。

議 長

つづいて、番号6番と7番の案件について、11番那須正昭委員より報告願います。

第 1 1 番 委 員

11番 那須です。6月15日午前、三ヶ尻地区の農地利用最適化推進委員の小関義則委員と千葉謙次委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきた。

借人である[ ]が小規模保育園を建設するため、農地所有者の[ ]さんと[ ]さんから田を賃貸借によって借受けし、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は水道管と下水道管が埋設されている4メートル以上の道路の沿道で、教育施設の[ ]及び[ ]の500メートル以内の場所に位置する第3種農地であり、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業費については、金融機関からの借入により実施することを確認しております。現地は、北側が田と接しておりますが、北側の農地は2メートルほど高い場所にあり、現状のまま使用する計画であることから、隣接農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。以上で現地報告を終わります。

議 長

つづいて、番号8番の案件について、10番小野まり子委員より報告願います。

第 10 番 委員

10 番 小野です。6 月 16 日午前、南方地区の農地利用最適化推進委員の千葉誠委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきた。

借人である [ ] さんが自己住宅を建築するため、農地所有者の父親である [ ] さんから田を使用貸借によって借受し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業費は金融機関からの借入により実施することを確認しております。現地は北側が田と隣接しておりますが、建設地の盛土の際に南側に 2 パーセント程度の勾配をつけ、北側に雨水等が流出しないよう整備する計画であり、隣接農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。以上で現地報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 4 番 委員

4 番 高橋です。番号 1 番の案件についてですが、転用予定地の近くに譲受人である [ ] の事務所や現場があり、当該農地を選んだのでしょうか。また、個人的な意見ですが、売買価格が安すぎるように感じますがいかがでしょうか。

また、番号 6 番の案件についてですが、譲受人の [ ] が小規模保育園を建設するためとありますが、開園予定日等の概要がわかれば教えていただきたいです。

事 務 局

番号 1 番の案件についてのご質問ですが、街中の工事現場の近くにも車両駐車場が必要だということで、当該農地を選んだようです。売買価格については、本人同士の話し合いでの設定ということで、事務局では確認しておりません。

番号 6 番と関連して番号 7 番の案件についてですが、小規模保育園は 0 歳児から 2 歳児までを預かり、定員は最大 12 人ということです。開園までのスケジュールですが、今年度中に建物を建築し、令和 3 年度の開園を目指しているとのこと。

第 3 番 委員

3 番 小嶋です。番号 3 番、4 番、5 番の案件についてですが、申請地に隣接して田があるようですが、そこに引く用水路は確保されているのでしょうか。

事 務 局

申請地の北側に農道がありますが、その農道を挟んで北側の農地は 1 メートルほど低くなっております。また、申請地は 3,000 m<sup>2</sup>以上の転用ということで用排水路を設置し、隣接する農地への影響がないよう、開発審査会の場で事務局から要望しております。

議 長

ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

- 全員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。
- 議 長 日程第9、議案第3号 農地法適用外証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。
- 事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
- 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
- 第1番委員 番号1番の案件について、1番高橋旦志委員より報告願います。
- 1番 高橋です。6月16日午後、西部地区の農地利用最適化推進委員の菊地達夫委員、小関良則委員、渡辺悟委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきた。
- 申請地は■■■■さん所有の畑ですが、現況は住宅への通路及び庭となっているものです。今回の申請に至った経緯ですが、昭和46年頃に父が居宅を建築した当時から通路及び庭として使用し、代替わりをした現在まで農地法の手続きが必要なことを知らずにいたということです。今回、実家の隣接地に住宅を新築するため調査していたところ、許可を受けずに農地を通路及び庭として使用していることが判明し、農地法適用外証明願が提出されました。
- 現地を確認したところ、申請のとおり長年にわたり通路及び庭として利用されており、農地に復元することは困難であると認められます。なお、申請人からは今回の申請に至った経緯と、今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。以上のことから、農地法の適用を受けないことの証明は相当であると判断しました。
- 以上で現地報告を終わります。
- 議 長 ご苦労様でした。
- これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。
- なしの声あり———
- 議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- なしの声あり———
- 議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
- 議案第3号 農地法適用外証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。
- 全員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は証明することに決定しました。
- 議 長 日程第10、議案第4号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
- 事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
- 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- なしの声あり———
- 議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- なしの声あり———
- 議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
- 議案第4号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案の

とおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

———全員挙手———

- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第 11、議案第 5 号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
- 事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———  
質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———  
討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第 5 号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ———全員挙手———  
挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第 12、議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可に係る買受適格証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。
- 事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 第 5 番 委員 5 番 松本です。土地の所有者等の情報をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。
- 事務局 当案件は、盛岡地方裁判所の競売案件となっており、対象農地は■■■■■■■■■■をもう少し進んだところの■■■■■■■■■■にあります。農地である畑のほか、居宅等も競売にかかっており、所有者は■■■■■■■■■■さんです。
- 議 長 ほか、質疑ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———  
質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———  
討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可に係る買受適格証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ———全員挙手———  
挙手全員であります。よって、本案は証明することに決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。令和 2 年第 6 回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労様でした。

時間 14 時 30 分